

新島村島外医療機関受診に係る交通費等の助成制度について

令和6年4月1日から制度が変わり、新島村全住民が対象となります。

どんな制度？

新島村の住民が、島外の医療機関を受診した際の交通費及び宿泊費の一部を助成する制度です。助成額は助成対象者1名につき交通費・宿泊費共に最大4,000円（計最大8,000円）で、単年度8回まで、三大疾病（がん、心疾患、脳血管疾患）での受診の方は24回まで助成対象となります。（※交通費及び宿泊費がそれぞれ4,000円に満たなかった場合は支払った額が上限となります。）

助成対象者は？

新島村の住民基本台帳に登録されている住所を有し居住している者で、新島村診療所医師の発行する島外医療機関受診証明書を受けた方。

介助者（付添者）への助成はありますか？

受診者が次の条件に当てはまる場合は、1名の受診者につき1名まで介助者への助成を認めます。

※介助者の交通費・宿泊費共に最大4,000円（計最大8,000円）が助成対象となります。

- ①満15歳に達する日以降の最初の3月31日までにある方
- ②満75歳以上の方
- ③上記、①②以外の方で、医師の証明書、診断書などにより単独での受診が困難な方

申請に必要なものは？

（全ての方が必要となるもの）

- ・新島村診療所医師の発行する島外医療機関受診証明書 【基本的に都度必要】
※島外医療機関を受診する前に島内各診療所を受診し発行してもらってください。
（・受診料は個人負担となります。 ・証明書発行料は500円ですが全額助成対象となります）
- ・助成申請書（役場民生課及び各支所窓口にあります）
- ・医療機関を受診した証明となるもの（領収書、診療明細書など）
- ・往復の交通機関の領収書等（※船の場合は領収書に乗船者名（全員分）を記載してもらってください。飛行機の場合は搭乗券をお持ちください）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、免許証、健康保険証など）
- ・貯金通帳またはキャッシュカード（口座をお持ちでない方などは要相談）
- ・印鑑

（該当する方のみ必要となるもの）

- ・宿泊施設の領収書（宿泊施設を利用した方のみ）※宿泊者名が記載されていること。
- ・診断書（・三大疾病で助成を受ける方 ・継続通院が必要な方）
※次回から同一疾患による島外通院の際は、島外医療機関受診証明書は不要となります。
※診断書発行に伴う手数料等が分かるもの。（実費又は3,000円を上限に助成対象となります）

助成対象とならない場合

- ・申請に必要な書類等が全て揃っていない場合
- ・村に納付すべき料金に滞納がある、生活保護、他の交通費助成を受けている場合
- ・島外医療機関を最後に受診した日の翌月から3ヶ月を経過した場合
- ・健康保険適用外の受診の場合（人間ドックなど）
- ・受診者及び介助者が新島村の住民基本台帳に登録されていない場合
- ・離島の日から3日目以内に受診しなかった場合、または最後の受診後3日目以内に帰島しなかった場合（※詳細下表及びその下の説明書参照）

出発日	1日目	2日目	3日目	最後の受診日	1日目	2日目	3日目
この期間に受診が必要				この期間に帰島が必要			

受診以外の目的で上京した場合は助成対象となりません。上の表のように出発日から3日目以内に受診しなかった場合、また最後の受診をした日から3日目以内に帰島しなかった場合は、他の目的があったとみなし助成対象となりませんのでご注意ください。

※悪天候等により交通機関が欠航した場合など、やむを得ない理由により上記期間での受診や帰島が困難であった場合はご相談ください。

申請先は？

役場民生課並びに各支所窓口になります。



その他

その他ご不明な点等ございましたら下記までお問合せください。

お問合せ先
新島村民生課 福祉介護係
電話 5-0243